国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

令和４年６月２２日
東北地方整備局

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動等について
～ 令和３年度活動結果と令和４年度活動方針 ～

東北地方整備局では、平成１９年４月に「建設業法令遵守推進本部（本部長：東北地方整備局長）」を設置し、「元請負人や下請負人との対等な関係の構築」や「公正かつ透明な取引の実現」を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところです。
今般、令和３年度の活動結果と令和４年度の活動方針をとりまとめましたのでお知らせします。
今年度も、重点事項を踏まえた立入検査を実施するとともに、講習会等を通した法令遵守の啓発に取り組んでいきます。
なお、実施に当たっては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じてまいります。

令和3年度の活動結果 （詳細は【別紙1】）

１.通報・相談件数　　２０８件（１３０件）
（　）は前年度の数値
２.立入検査等実施件数　　７６件※（２７件）
※令和３年度‥立入検査２８件、書面による報告徴取４２件、モニタリング調査６件

３.監督処分・指導件数
・監督処分〔営業停止〕１件（０件）
・行政指導〔文書勧告〕３件（７件）
・その他指導等　　４８件（２０件）

４.講習会実施回数
・建設業法令遵守等講習会　９回（８回）
・外部機関主催研修等　　１７回（６回）

令和4年度の活動方針 （詳細は【別紙2】）

活動方針の取組項目

①各種相談窓口等の周知と法令違反情報の収集等
②立入検査及び報告徴取の実施
③建設業の法令遵守に関する周知
④建設業取引適正化推進期間の実施等
⑤関係機関との連携

立入検査時の重点事項

①見積書等への経費の内訳明示と書面による契約の締結
②技能労働者への適切な水準の賃金支払い
③低価格受注工事における下請取引状況の確認
④著しく短い工期の禁止
⑤価格転嫁
⑥下請代金の支払手段

＜発表記者会 ： 宮城県政記者会、東北電力記者会、東北建設専門紙記者会＞

【問い合わせ先】
国土交通省 東北地方整備局　電話：０２２－２２５－２１７１（代表）
建政部 建設業適正契約推進官　大崎 達成（おおさき たつなり）（内線6119）
建設産業課 課長補佐　中田 隆行（なかだ たかゆき）（内線6146）

【別紙1】

令和3年度の活動結果

受付した通報・相談内容の件数

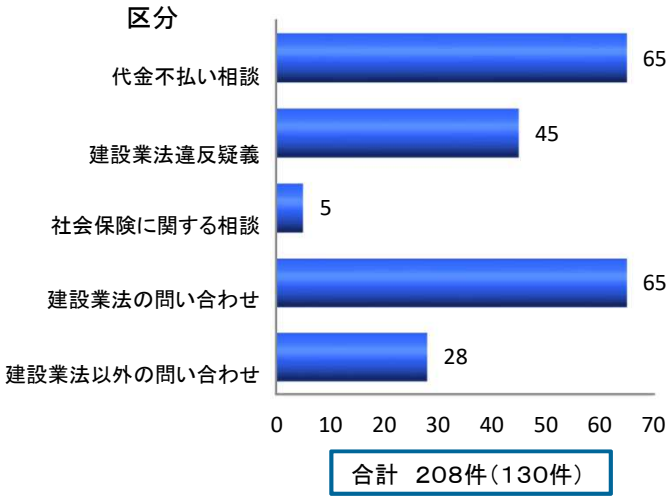

【通報・相談手段の内訳】

・駆け込みホットライン	113件（93件）
・建設業フォローアップ相談ダイヤル	25件（15件）
・上記以外（来庁、代表電話、メール、FAX）	70件（22件）

※（　）は前年度の件数

立入検査の実施状況

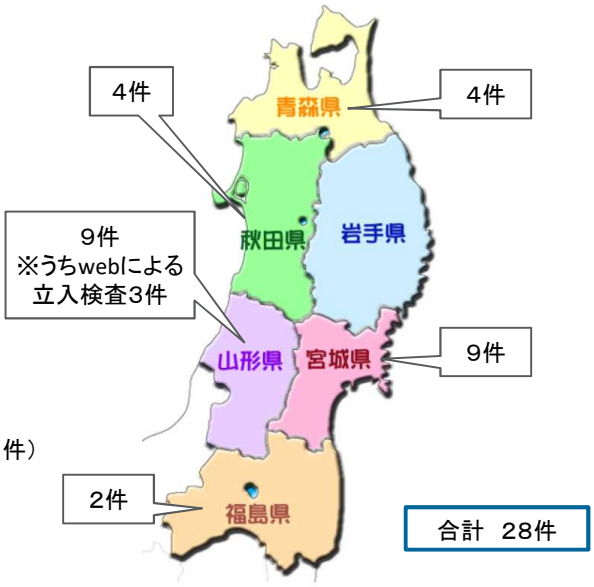

※上記は立入検査実施件数を県別表示したもの

監督処分・指導件数

●営業停止・・・1件
　他法令違反（労働安全衛生法違反）

●文書勧告・・・3件
　下請代金の支払遅延、変更契約書面の未締結、
　契約書記載事項の不備

●その他指導等・・・48件
　・立入検査における口頭指導21件
　・標準見積書の活用状況等調査
　　に関する改善依頼27件

建設業に関する各種調査等

●工期等に関する実態調査
　書面による報告徴取15件

●標準見積書の活用状況等調査
　書面による報告徴取27件

●モニタリング調査
　見積書における内訳明示等状況調査6件

●建設業に関する調査【別紙3】

建設業の法令遵守等に関する講習会

建設業法令遵守等講習会

＜説明内容＞

・建設業を取り巻く現状と課題
・建設業法改正関連
　（建設業法令遵守ガイドラインの改訂）
・適正な施工体制と元下関係
・技術者制度及び建設業許可制度
・建設キャリアアップシステム
・建設現場「三つの密」回避等取組事例　ほか

※各県会場での講習会
　6県・計8回／合計523名の出席

※オンライン講習会
　1回／合計101名の申込

外部機関主催の研修会への講師派遣等

＜実施状況＞

●建設キャリアアップシステム勉強会　1回
　（一般財団法人 岩手県建設業協会主催）

●適正な工期設定及び新担い手3法に係る講習会
　（厚生労働省 各県労働局主催）

※各県会場での講習会
　宮城労働局：4回（気仙沼市、仙台市2回、大河原町）
　山形労働局：4回（三川町、新庄市、米沢市、山形市）
　福島労働局：2回（会津若松市、いわき市）

※各県会場への資料提供
　宮城労働局：4回（栗原市、登米市、大河原町、石巻市）
　山形労働局：1回（山形市）
　福島労働局：1回（郡山市）

【別紙２】

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部

令和４年度の活動方針について

１．各種相談窓口等の周知と法令違反情報の収集等

当整備局に設置されている「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、重要な情報収集の窓口でもあることから、様々な機会を活用し周知に努める。

また、各種相談窓口における相談対応においては、以下の必要な取組等を実施する。

・「不利益取扱いの禁止（建設業法第 24 条の５）」規定の趣旨を踏まえ、元請負人の報復等から下請負人を保護する対策の重要性等に鑑み、相談等対応後の取引状況をフォローする取り組みを実施。
・通報を端緒として元請負人に対する指導・監督を行った事案について、その後の元請負人の改善措置状況のフォローアップを実施。

併せて、建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」について、その認知の向上に向けて、一層の周知を図る。

２．立入検査及び報告徴取の実施

立入検査及び報告徴取は、各種相談窓口に通報が寄せられた建設企業、営業所の実態・技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設企業、新規に建設業許可を取得した建設企業、過去に監督処分又は行政指導を受けた建設企業、下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設企業や不正行為等を繰り返し行っているおそれのある建設企業を中心に実施する。

【重点事項】

（１）見積書等への経費の内訳明示と書面による契約の締結

適正な請負代金の設定、ダンピング防止等のため、見積書、注文書等に材料費や労務費に加え、法定福利費の内訳が明示されているか、また、苦情相談が多い請負代金の不払い等のトラブルを回避するため、書面による契約締結が適

切に行われているかについて確認を行う。

（２）技能労働者への適切な水準の賃金支払い

技能労働者の賃金水準の上昇を図るためには、適正な単価による契約締結が重要であることから、標準見積書の活用状況や見積りに基づく協議の状況、代金の支払い状況等について、確認を行うとともに、その後も継続して改善状況について深掘りした情報収集や調査を行う。

（３）低価格受注工事における下請取引状況の確認

上記（２）の取組を踏まえ、特に公共工事における低価格受注工事については、入札に当たっての価格設定および積算単価の考え、下請契約における下請負人との協議状況や代金の支払い状況等について、深堀りした情報収集や調査を行うものとし、必要に応じて関係する公共工事発注部局に対しても確認を行う。

（４）著しく短い工期の禁止

当初契約や工期の変更に伴う契約変更に際して、著しく短い工期の疑義がある場合には、工期に関する基準（令和２年７月中央建設業審議会勧告）が工期設定に当たってどのように考慮されたかを確認するとともに、過去の同種類似工事の実績との比較や建設業者が行った工期の見積りの内容の精査、さらには工期設定の結果として時間外の労働時間状況の把握などを行い、工事ごとに個別に判断することになるため、深掘りした情報収集や調査を行う。また、今年度は受発注者間の契約締結状況について確認を行い、個々の工期の実態を把握したうえで、発注者に対しても必要な注意喚起を行う。

（５）価格転嫁

昨今の資機材の高騰を踏まえ、不適正な請負代金の設定による請負契約は建設業法に違反するおそれがあることから、請負契約における請負代金の変更に関する規定（いわゆるスライド条項等）の適切な設定・運用状況について確認を行う。

また、受発注者間についても同様の確認を行い、発注者に対しても状況に応じて適切な対応等の周知や必要な注意喚起を行っていく。

（６）下請代金の支払手段

建設業法において、「下請代金のうち労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮をしなければならない」と規定されていることから、下請負人への代金の支払い状況等について確認を行う。

また、手形に関し、「下請代金の支払手段について」（令和３年３月 31 日付け中小企業庁・公正取引委員会）において、更なる手形期間の短縮、割引料等のコスト負担を下請業者に負担させないこと等が盛り込まれたことを踏まえ、建設業法令遵守ガイドラインも改訂されたことから、必要な周知を実施する。

【その他】

（１）建設業を支える担い手の確保・育成

個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く技能者の福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、以下について確認等を行い、制度の普及に向けた必要な周知を実施する。

① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無、カードリーダー設置等による就業履歴の蓄積が可能な環境の有無、就業履歴の蓄積の有無をそれぞれ確認し、対応していない場合は対応を促す。

② 退職金制度の設定有無を確認し、無い場合には対応を促す。（建設業退職金共済制度に加入している場合、掛金充当の状況及び事務受託の状況の確認を併せて行う。）

（２）規制逃れを目的とした一人親方対策

元請業者（発注者から建設業法第 24 条の８（施工体制台帳及び施工体系図の作成等）に該当する工事を直接請け負った建設業者）は、下請業者（元請業者が請け負った建設工事に従事するすべての下請負人）に対し、一人親方（従業員を雇っていない個人事業主）との再下請負通知書及び建設業法第 19 条第１項に基づく請負契約書の写しの提出を求めるとともに、元請業者は適切な施工体制台帳等を作成すべきであることなど、法令遵守の徹底に向けた必要な周知を実施する。周知には「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」やリーフレット「みんなで目指すクリーンな雇用・クリーンな請負の建設業界」を活用する。

（３）新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、建設現場等の実態に応じた感染予防対策を行う際の基本的事項を定めた「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」（令和３年５月 12 日改訂）の周知に努め、本ガイドラインに沿った対応を求める。

３．建設業の法令遵守に関する周知

下請負人の立場となる機会の多い国土交通大臣許可業者以外の建設企業に対しても、様々な機会を捉えて積極的に周知を図っていく。

特に、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の周知については、建設業法令遵守ガイドライン（普及啓発のための動画を含む。）等を活用するとともに、適正な請負代金による請負契約の徹底を図るため、標準見積書の活用の周知を図っていく。

４．建設業取引適正化推進期間の実施等

令和２年度以降、10 月から 12 月の３ヶ月間を「建設業取引適正化推進期間」と

位置付け、建設企業に下請取引の適正化に関する普及・啓発を重点的に行い、またその取り組み内容の広報を積極的に進めてきたところである。今年度も引き続き、「建設業取引適正化推進期間」として建設業の法令遵守に向けた普及・啓発を図っていく。

なお、講習会等を実施するに当たっては、開催案内の周知方法を工夫するとともに、開催日時・場所等の設定については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を踏まえつつ、過年度における参加状況等の開催実績を考慮の上決定する。また、各県及び建設関係団体等と連携し、建設業に関する施策や下請取引の条件の改善に向けた通知等を周知するとともに、参加者のニーズも踏まえ、より実効性があるものにする。

※令和元年度までは、毎年 11 月を「建設業取引適正化推進月間」として活動

５．関係機関との連携

（１）不良・不適格業者に対しては、整備局と各県の建設業許可部局間において、情報を確知した場合の速やかな情報共有や合同による立入検査等の実施、事後の営業状況の継続的な把握等について、連携・協力し対応する。

（２）各県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査等の実施や、講習会・研修会等の合同開催、各種相談窓口の周知など、その連携強化に努める。

（３）建設関係団体等との間では、積極的に情報・意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会・研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

【別紙3】

建設業に関する調査の実施について

東北地方整備局建設業法令遵守推進本部では、管内大臣許可業者に対し、建設業に関する調査を実施しました。設問及び回答結果は以下のとおりです。

〇東北地方整備局管内大臣許可企業528社（令和4年2月28日現在）に調査票を送付。うち417社から回答（回答率79．0%）。

〇専ら下請企業は設問Ⅳから回答（元請、下請どちらも該当する場合は全ての設問に回答）。

Ⅰ．一次下請への見積依頼・注文書等への記載内容について

設問1.
一次下請への見積依頼書等に「適用除外を除く社会保険等未加入業者と契約しないこと」を明記していますか。

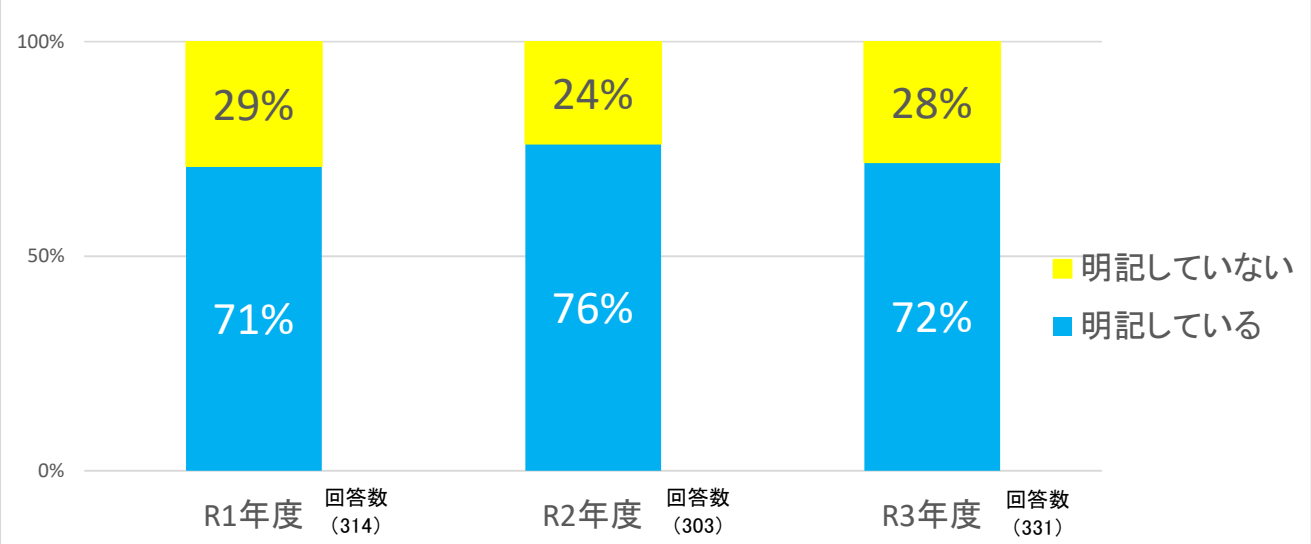

設問2.
一次下請への見積依頼書等に「法定福利費を内訳明示した見積書の提出をすること」を明記していますか。

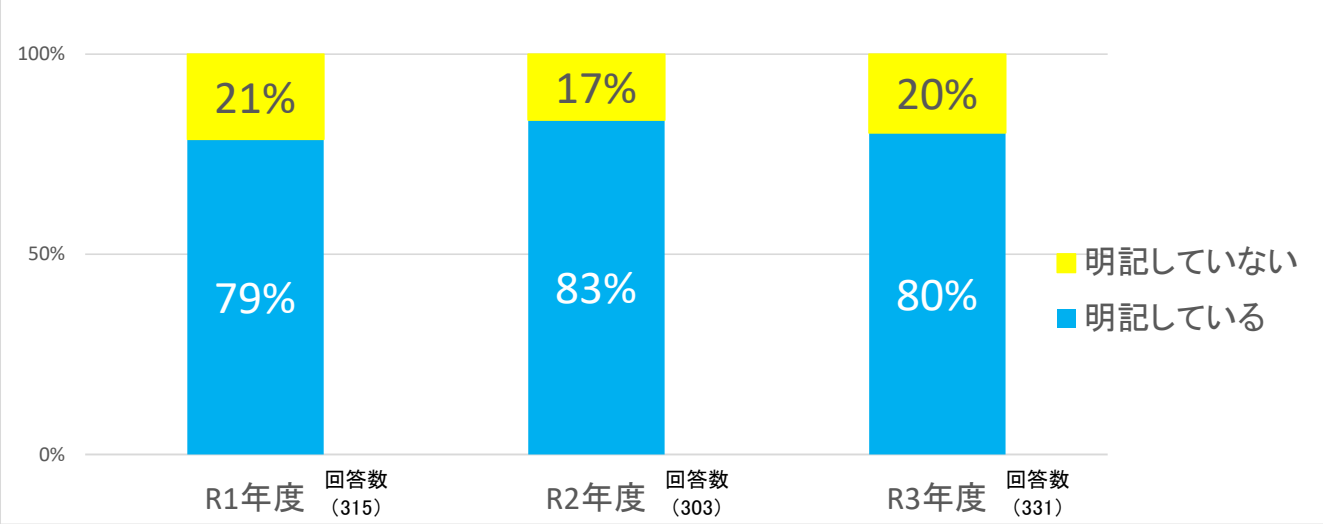

設問3.

一次下請への見積依頼書等に「二次下請に対し、社会保険等の加入を指導し、また、法定福利費を内訳明示した見積書を提出させ、それを尊重し、法定福利費を適正に確保した契約を締結すること」等を明記していますか。

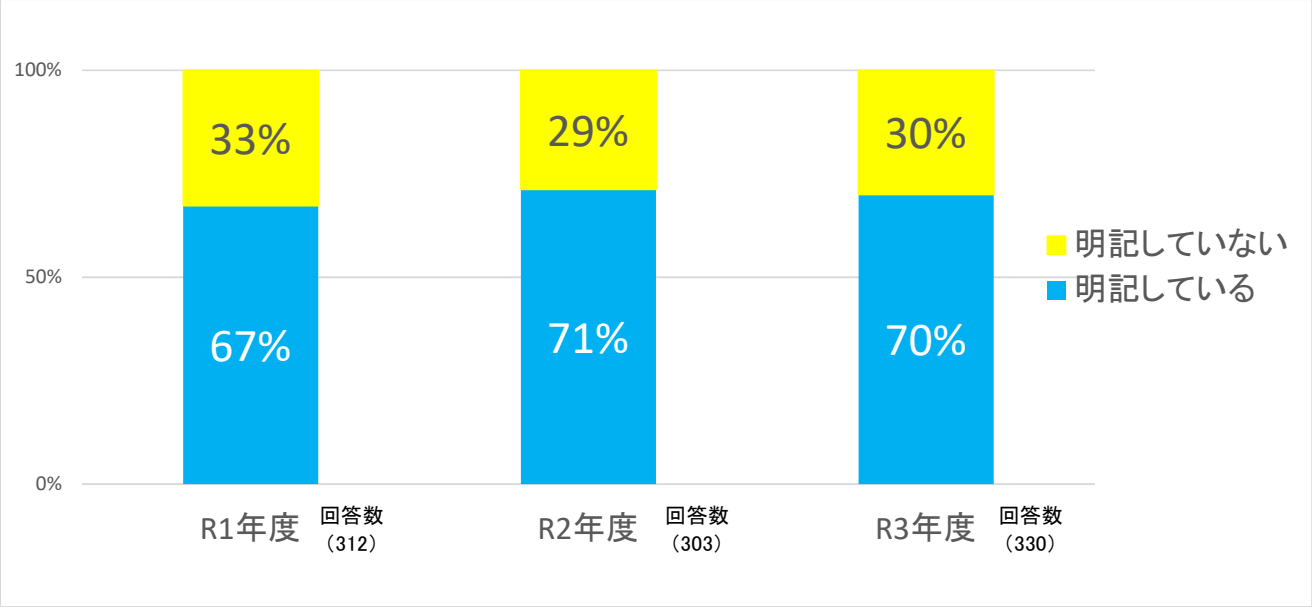

設問4.

一次下請への注文書等に「適用除外を除く社会保険等未加入業者と再下請契約を締結しないこと」等を明記していますか。

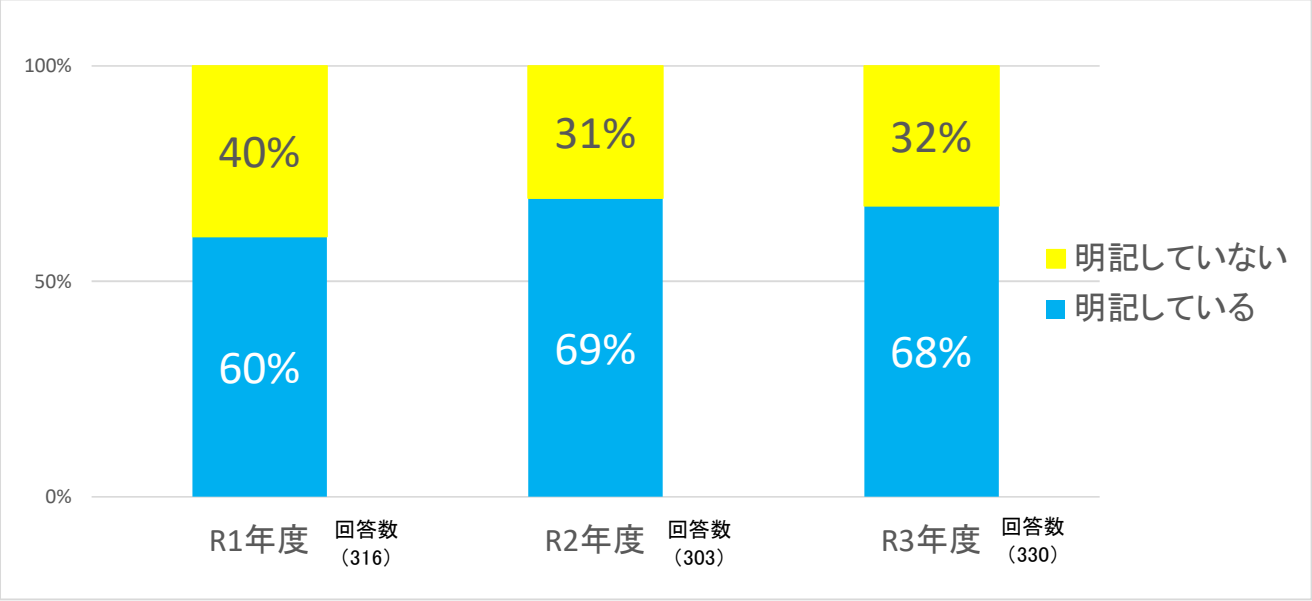

Ⅱ．一次下請からの見積書の提出・尊重について

設問1.
一次下請から法定福利費を内訳明示した見積書が提出されていますか。

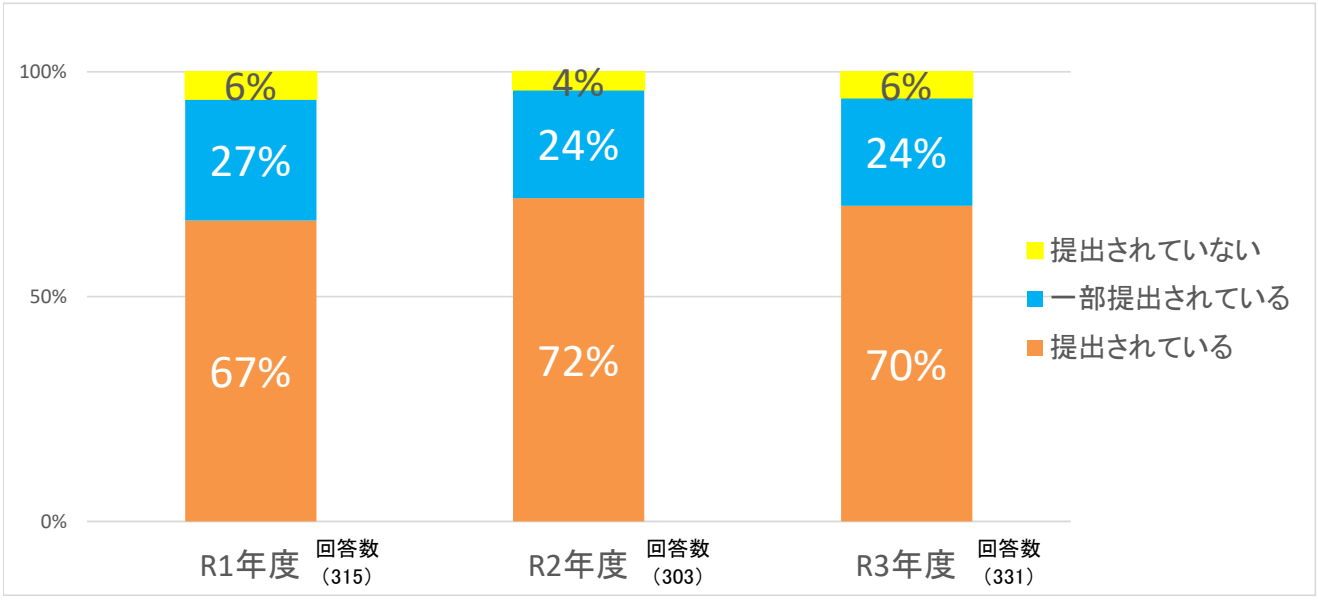

設問2.
設問1で一次下請から提出された見積書を尊重しましたか。

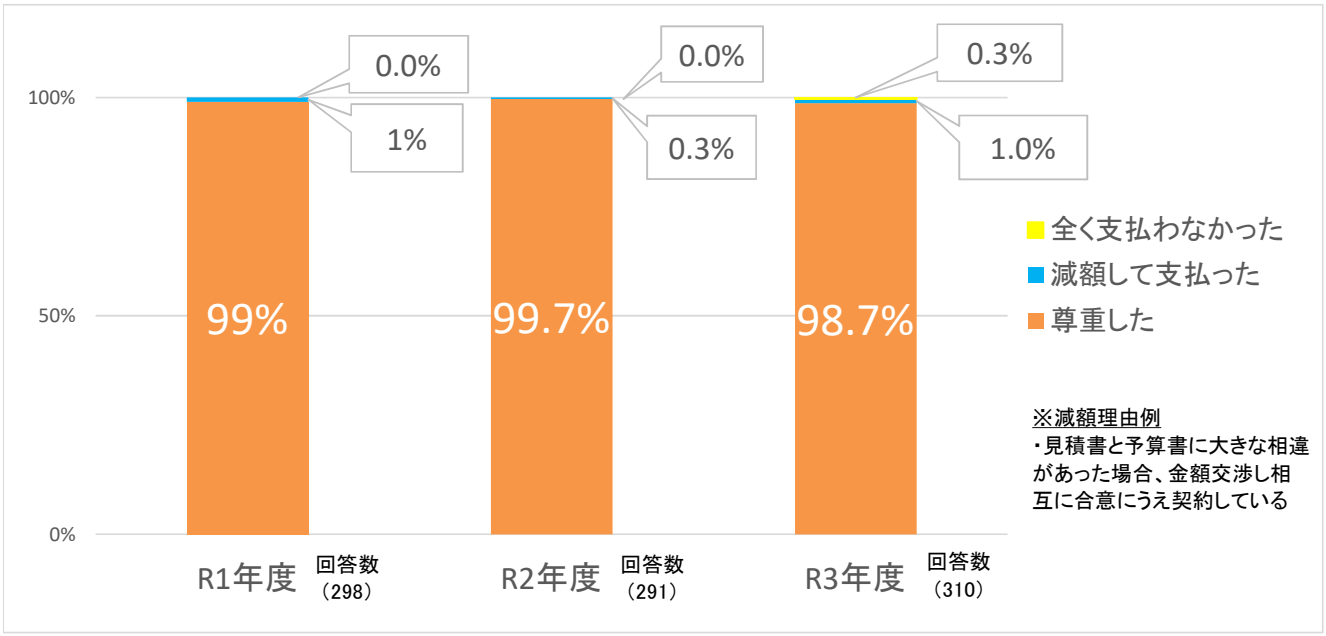

Ⅲ．元請の下請に対する代金の支払いについて

設問1.
令和2年10月施行の改正建設業法では、元請負人は下請代金のうち、労務費に相当する部分については、現金で支払うよう適切な配慮を行う義務がありますがご存じですか。

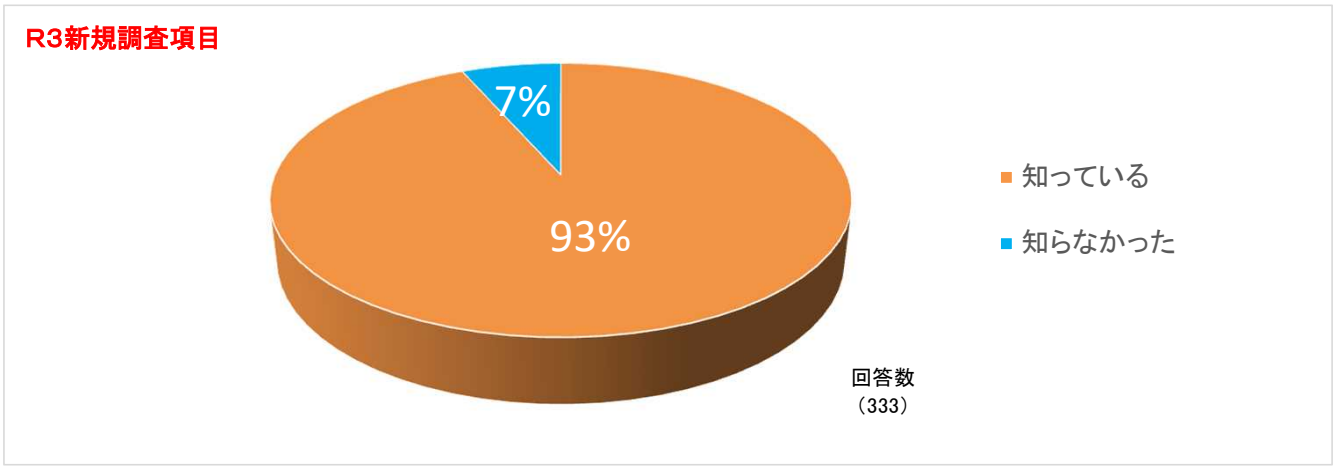

設問2.
貴社における実際の支払状況を教えてください。

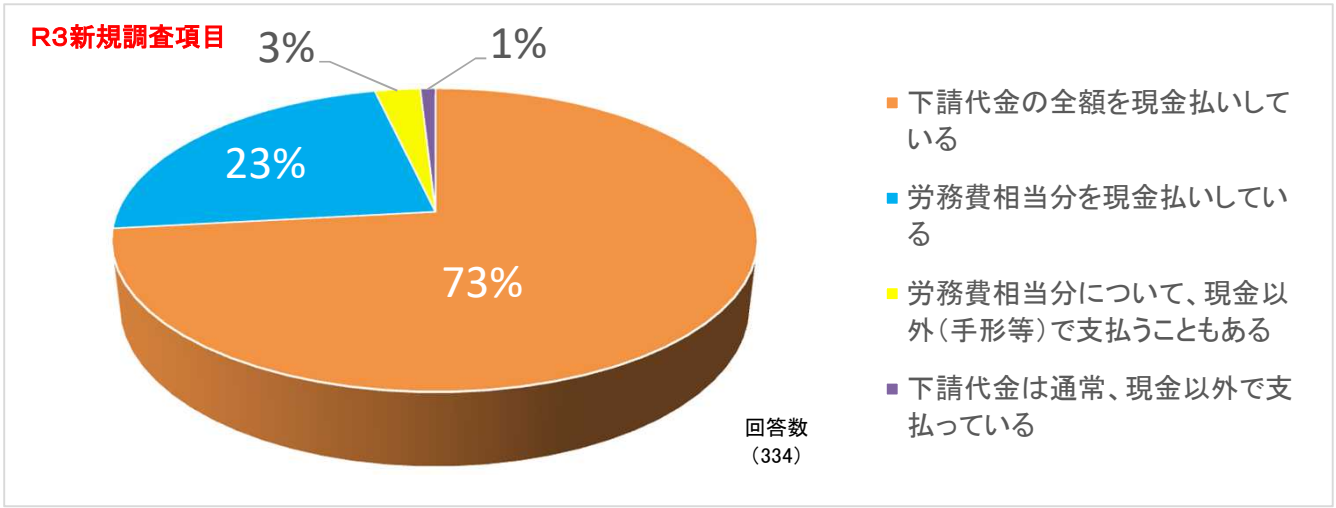

設問3.
下請代金の支払手段については、建設業法以外にも政府（中小企業庁等）からの通達として、「下請代金の支払はできる限り現金によるものとすること」、「下請代金の支払に係る手形等のサイトは60日以内とすること」などが定められていますが、これらについてご存じですか。

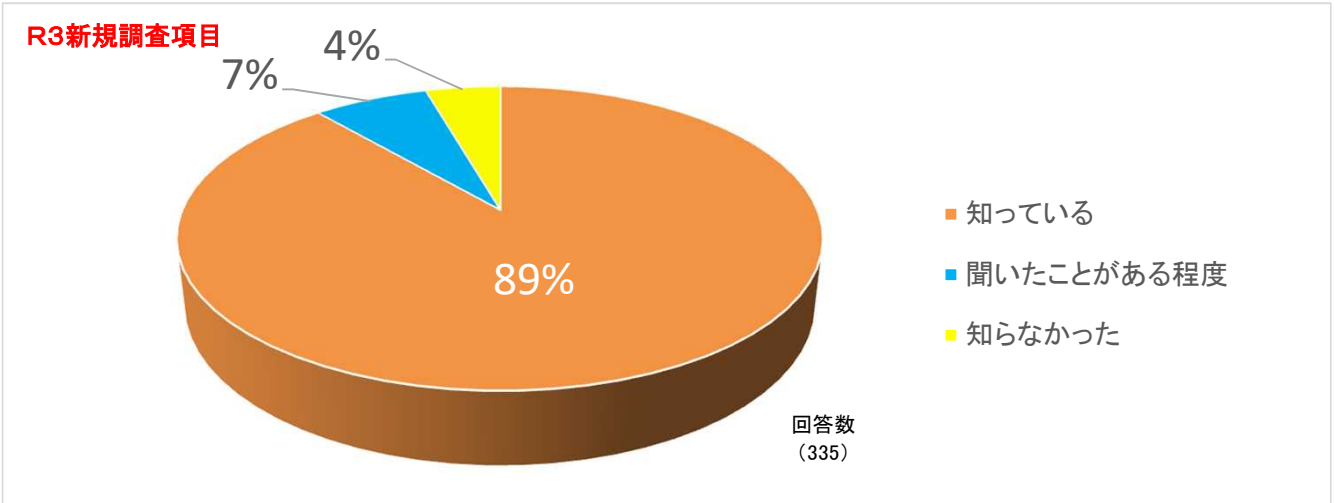

Ⅳ．元請（又は直上の下請）への見積書の提出・尊重について

設問1.
元請（又は直上の下請）に対し、法定福利費を内訳明示した見積書を提出しましたか。

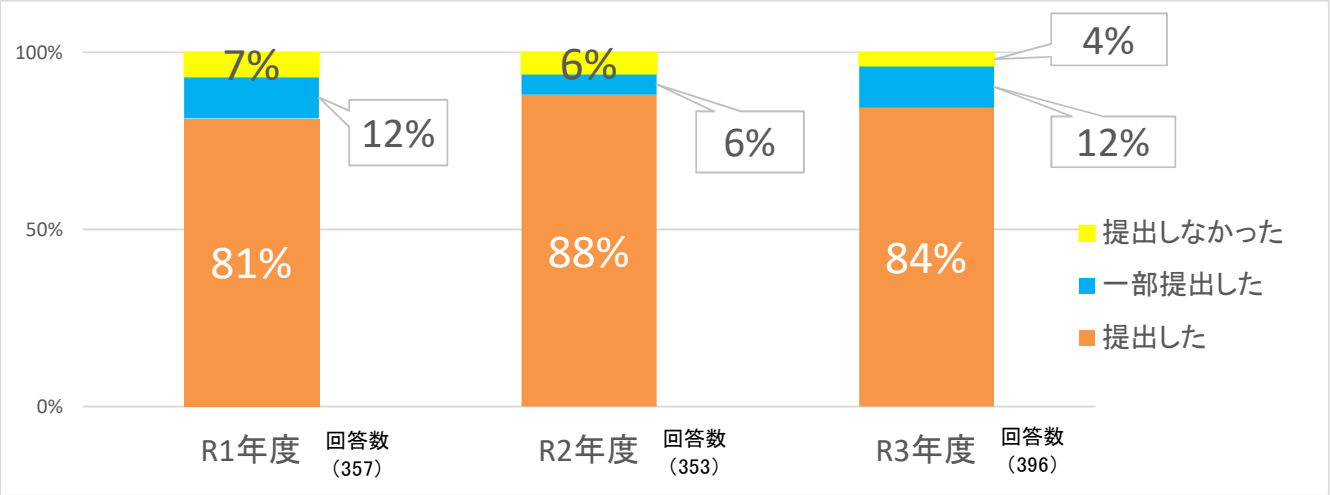

設問2.
元請へ提出する見積書は「標準見積書」による提出ですか。

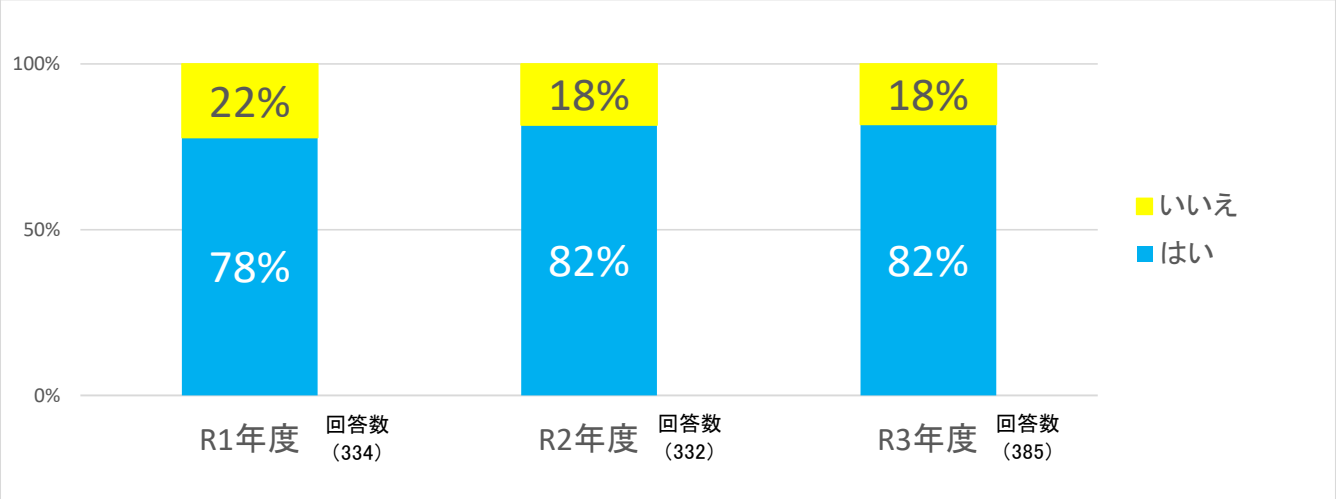

設問3.
元請（又は直上の下請）に見積書を提出した結果、法定福利費は尊重されましたか。

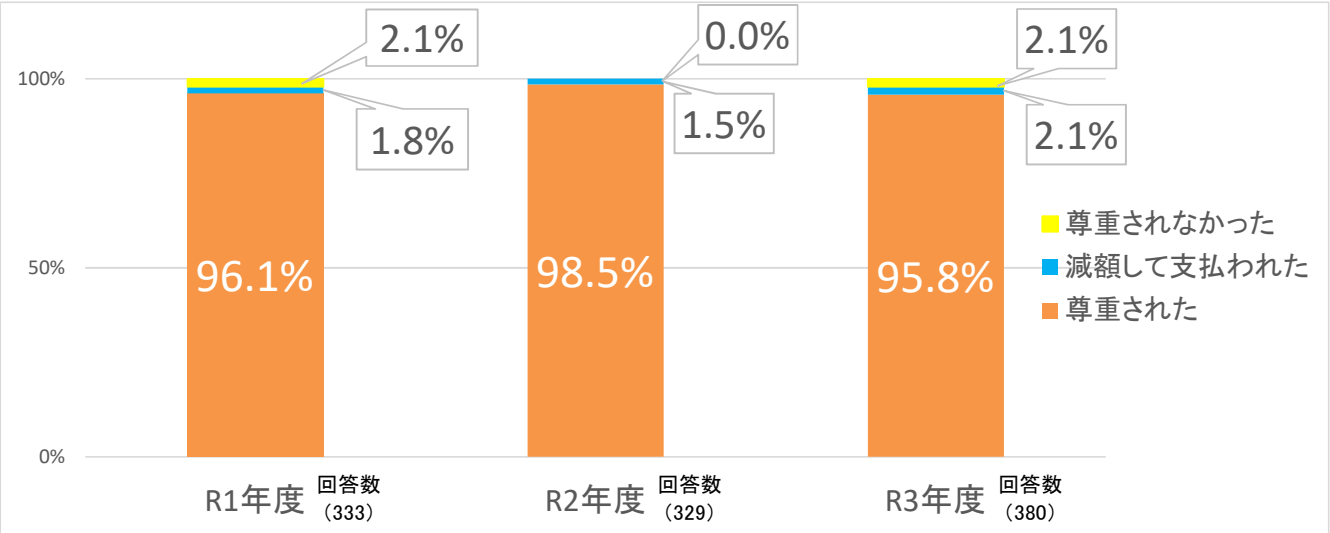

Ⅴ．休日の確保等について

設問1.
貴社の就業規則における休日の状況は次のうちどれですか。

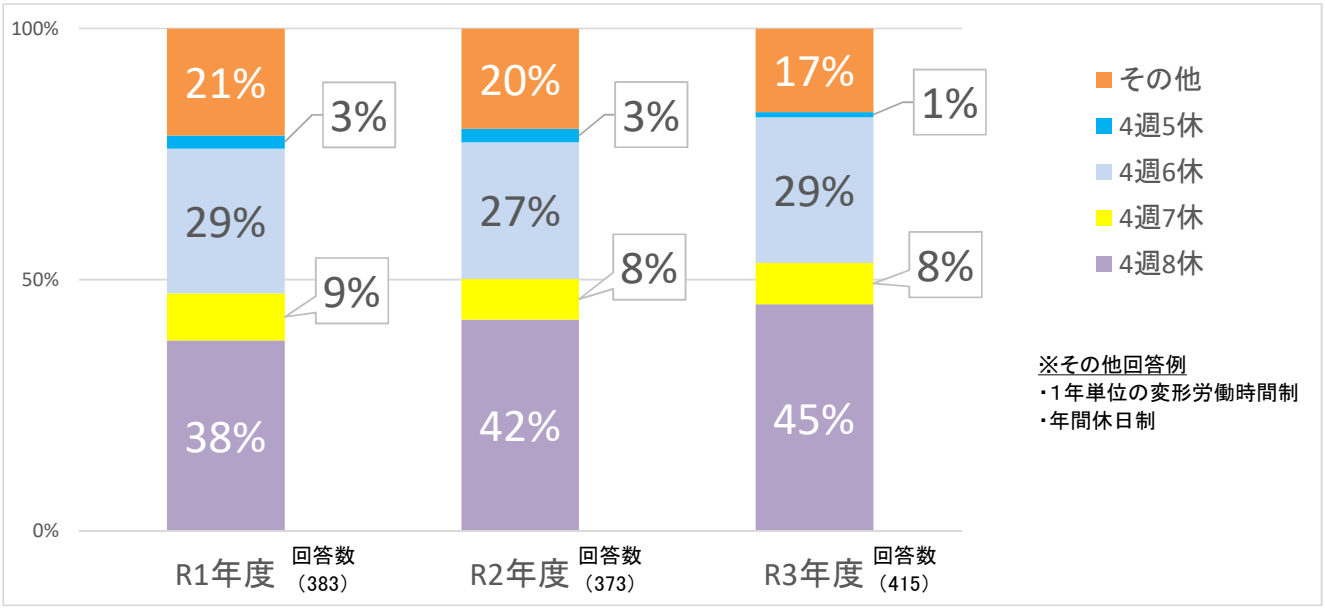

設問2.
「働き方改革」の推進として、2021年に各県単位で県内行政機関並びに建設業界団体が協働し、公共工事を一斉にお休みする「週休二日制普及促進DAY」を設定しましたが、貴社は休めましたか。

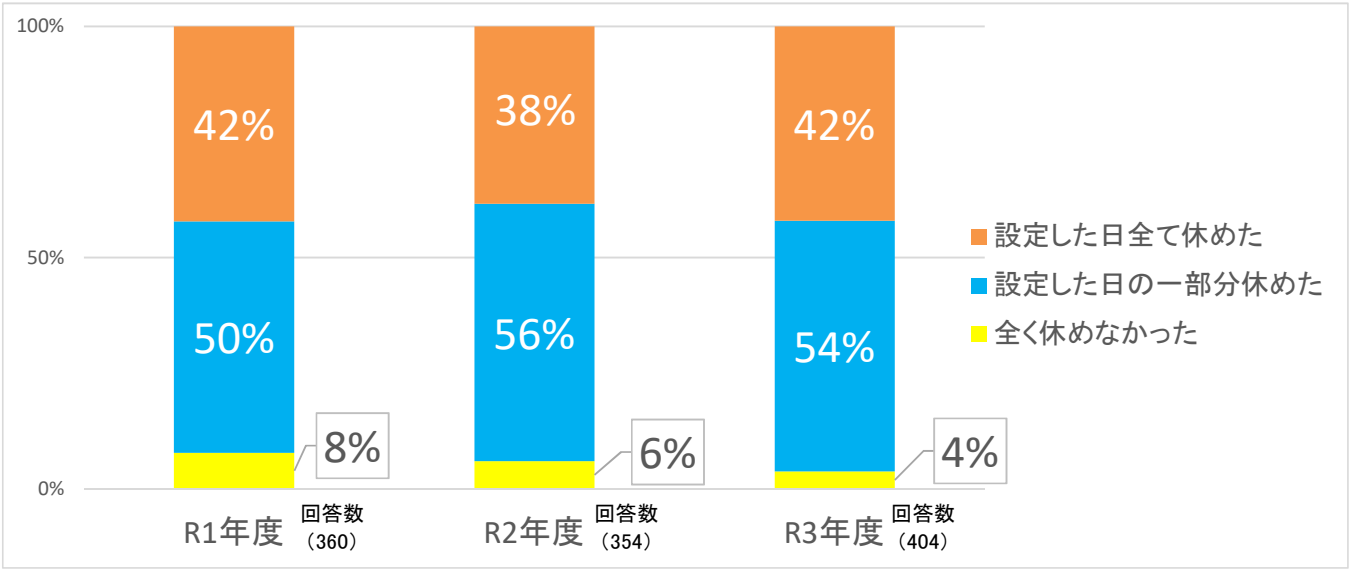

設問3.（設問1の回答で4週8休以外を選択した企業のみ）

貴社が週休2日を導入できない（していない）理由は何ですか。（複数回答可）

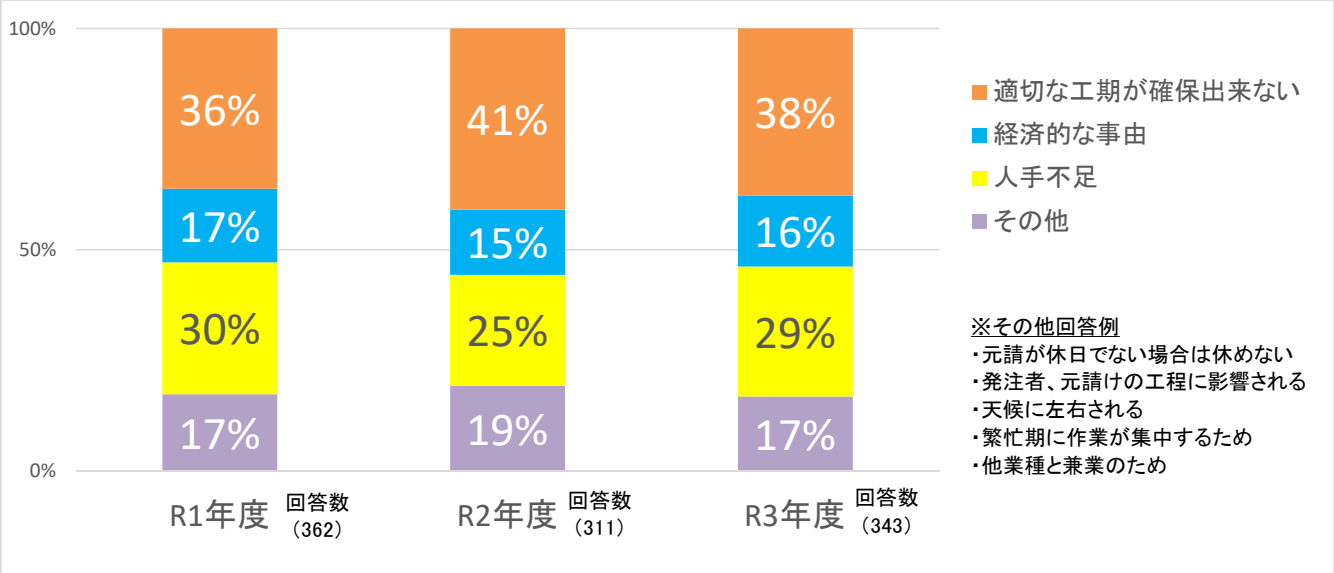

設問4.

平成30年6月に働き方改革関連法案が成立し、平成31年4月に改正労働基準法が施行されました。建設業については5年間の猶予期間を経て、令和6年4月から罰則付きの時間外労働の上限規制が適用されることとなりましたが、このことをご存じでしたか。

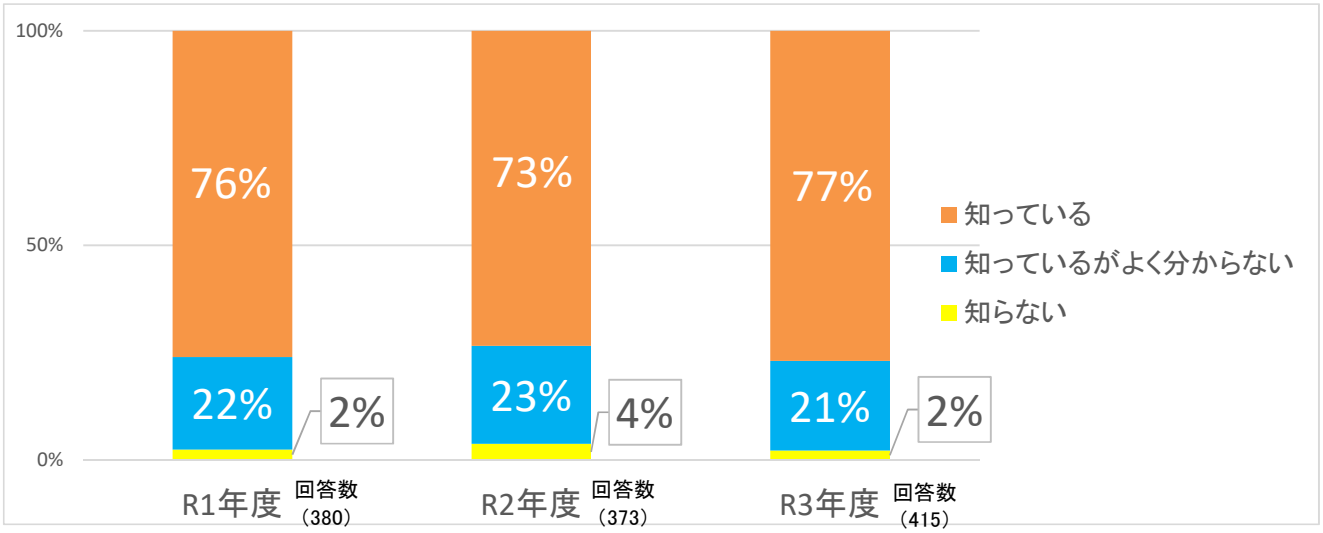

設問5.

国土交通省では、5年間の猶予期間中においても受注者・発注者が相互の理解と協力の下に取り組むべき事項について「建設工事における適正な工期設定等に関するガイドライン」を作成していますが、この事についてご存じでしたか。

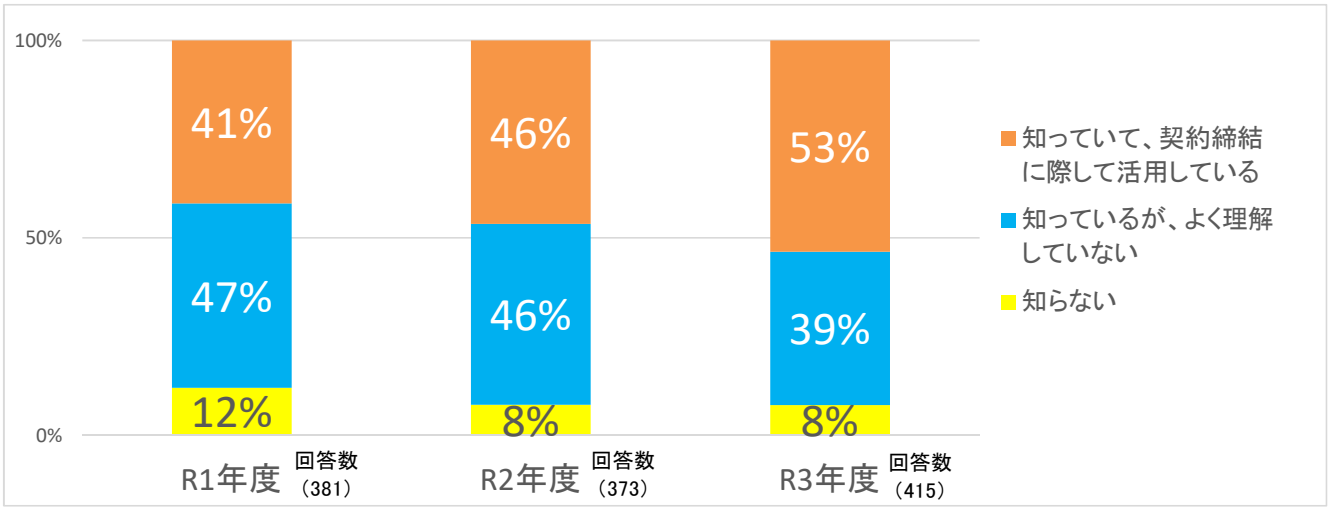

Ⅵ. 貴社の建設業法等の把握方法について

設問1.

例年11月頃、各県において建設業法令遵守等講習会を行っておりますが、参加したことはありますか。

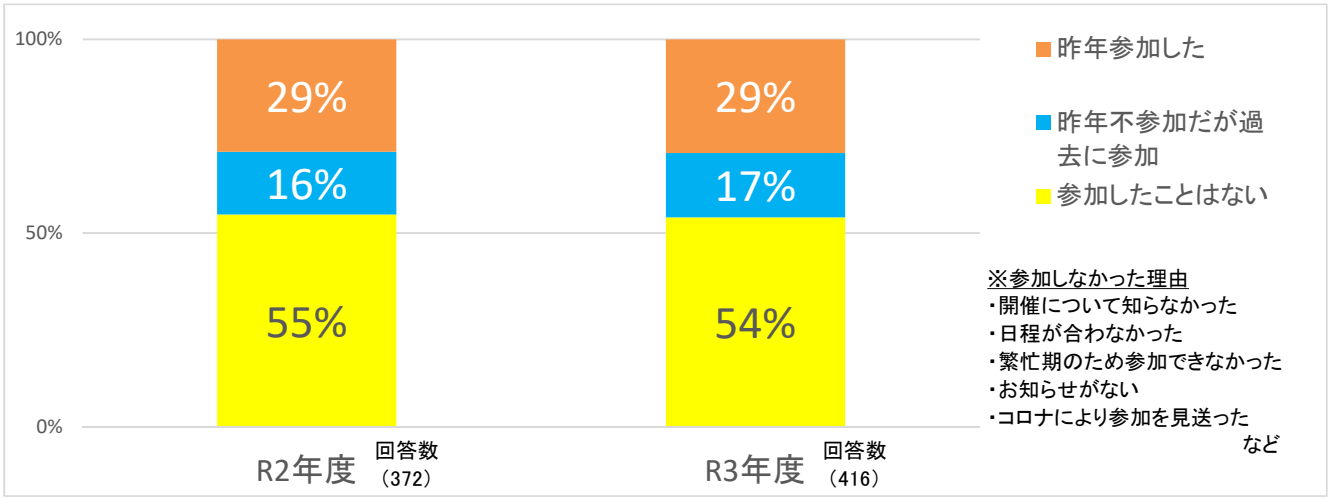

設問2.

令和2年10月に改正建設業法が施行されましたが、貴社において建設業に係る法律の改正内容や関係通知等の情報を得る手段を教えてください。（複数回答可）

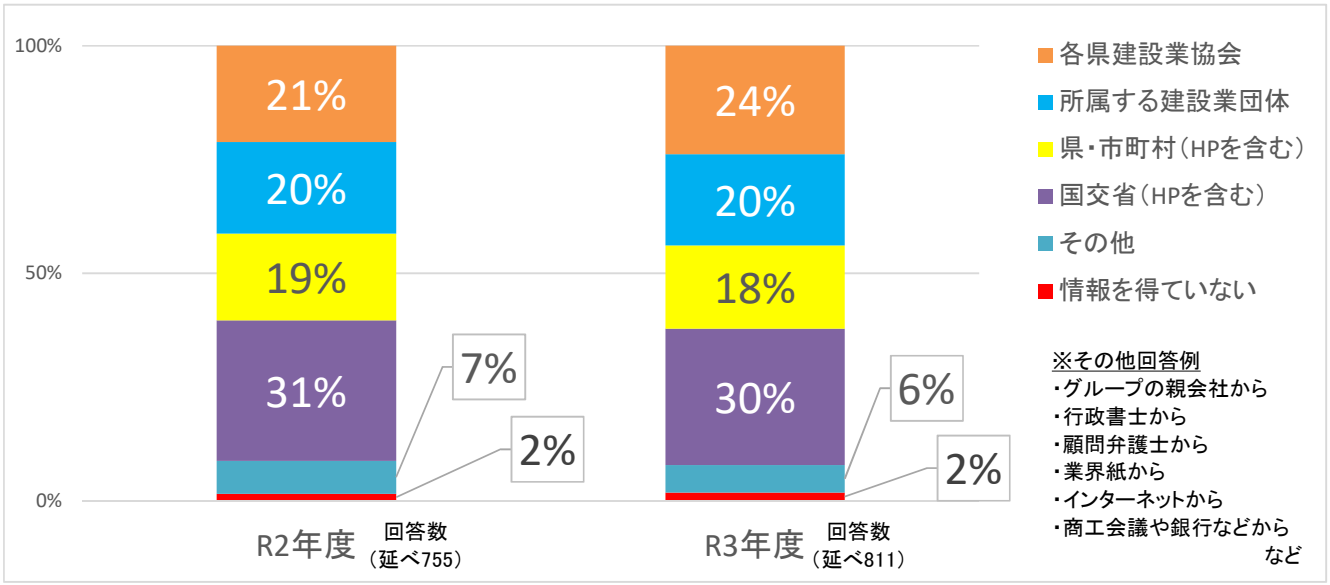

設問3.

改正建設業法では、注文者に対し「著しく短い工期による請負契約の禁止」を義務づけ、工期に関する基準が勧告されましたが、その内容をご存じでしたか。

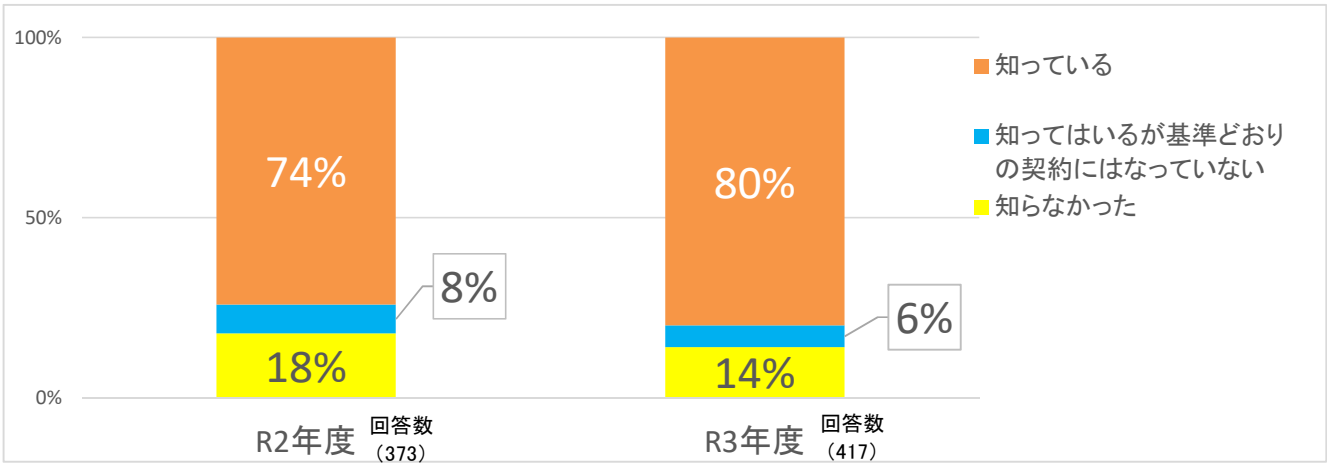

設問4.
改正建設業法では「元請の監理技術者は一定の要件を満たす補佐する者を現場に置いたときは、複数の現場を兼務することができる」、「特定専門工事については「当事者間で再下請の技術上の管理を行うこと」を合意したときは再下請先は主任技術者を置く必要はない」旨が定められましたが、ご存じでしたか。

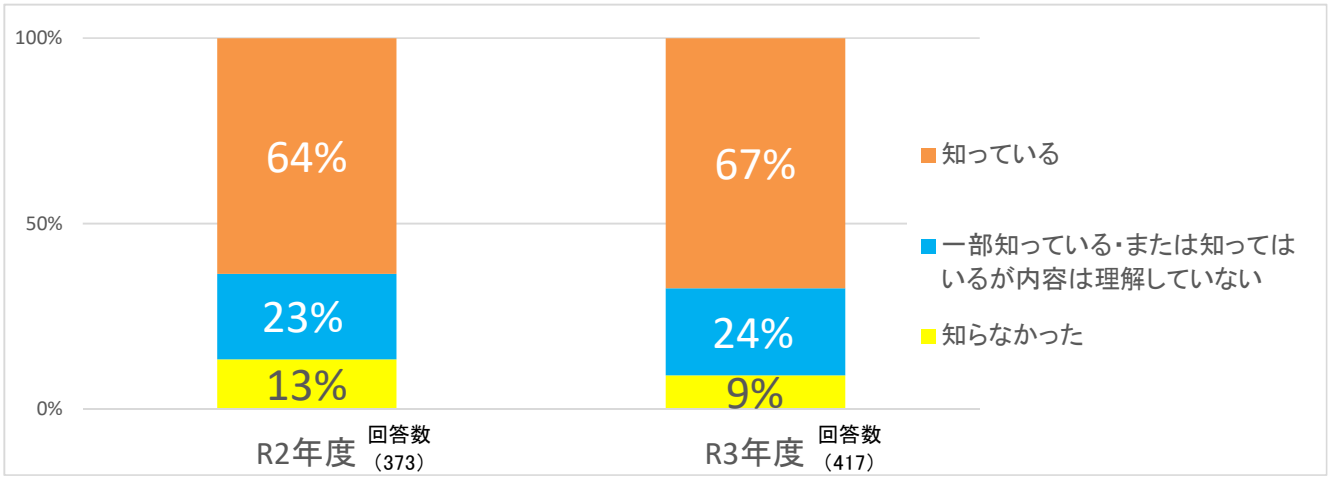

設問5.
元請の監理技術者は一定の要件を満たす補佐する者を現場に置いたときは、複数の現場を兼務することができる」旨の法改正に伴い、令和2年10月1日以降の契約において実際に活用した事例はありますか。

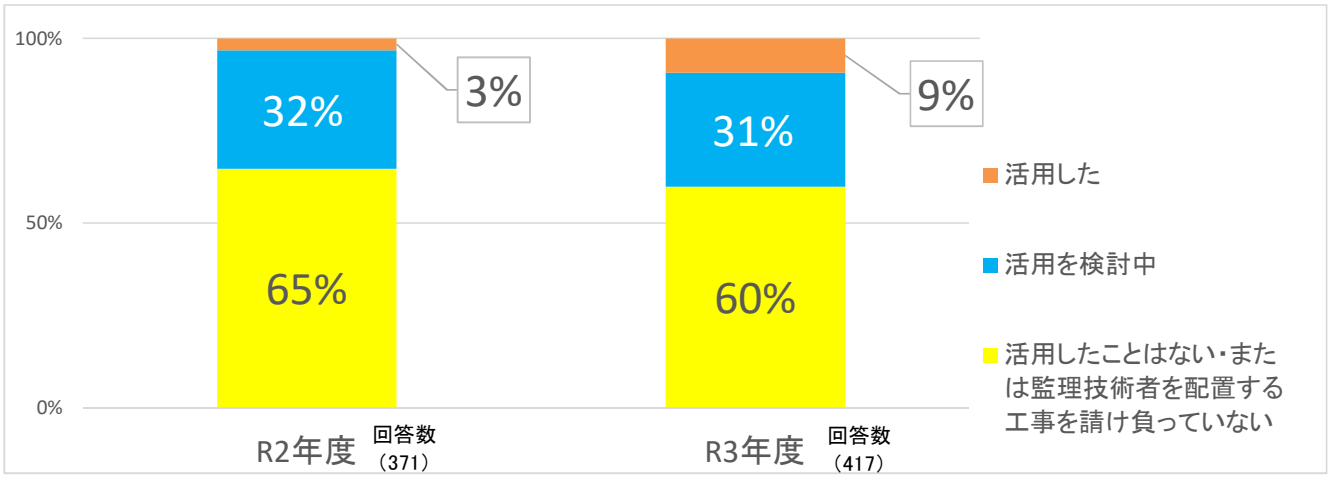

設問6.
令和2年10月1日に建設業退職金共済約款が改正され、「電子申請方式」の追加や「転売防止」に関する規定が改正されましたがご存じでしたか。

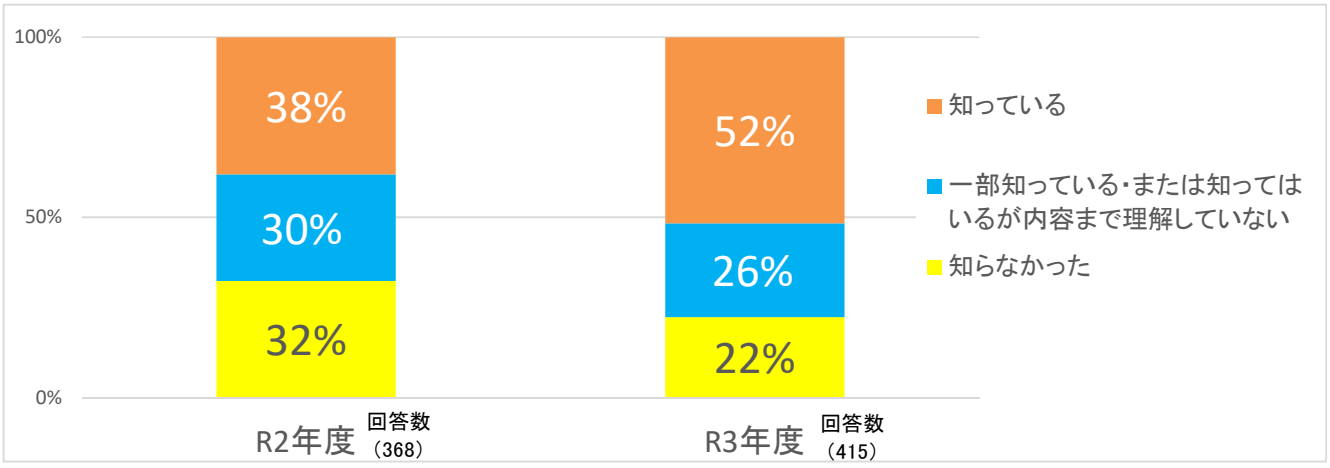

Ⅶ. 建設技能者の確保等について

設問1.
建設業界では建設技能者の確保が重要な課題となっておりますが、貴社における建設技能者の確保状況はいかがですか。

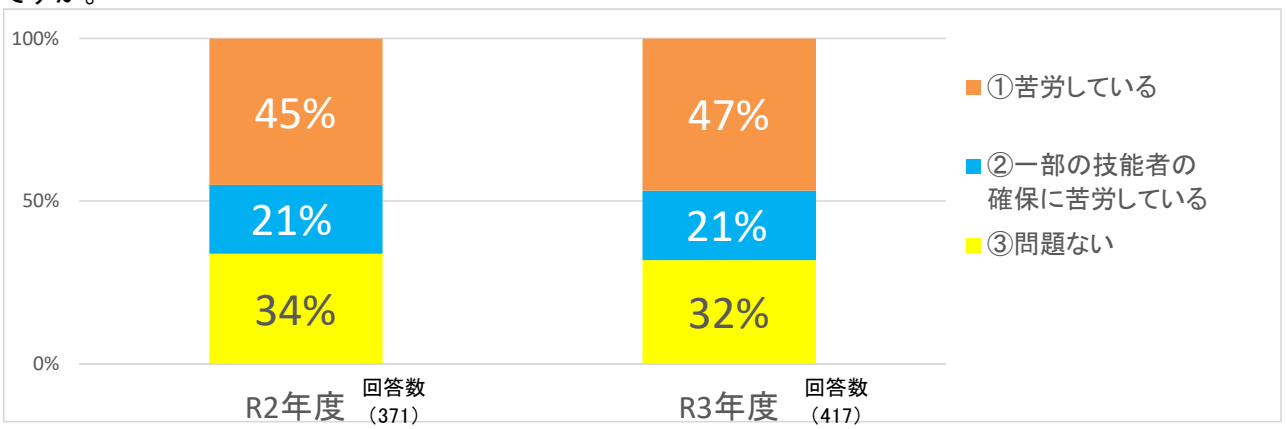

設問2.（設問1で①又は②を選択した企業のみ）
貴社では建設技能者の確保に対しどのような対策や取り組みをしていますか。

・ハローワークで求人
・協力会社等への働きかけ
・インターネット求人サイトで募集
・新卒者や中途採用者の募集強化
・資格取得の支援
・知り合いからの紹介
・外国人実習生の採用
・ボランティア活動や地域貢献による会社PR　など

設問3.
貴社では外国人労働者を雇用していますか。

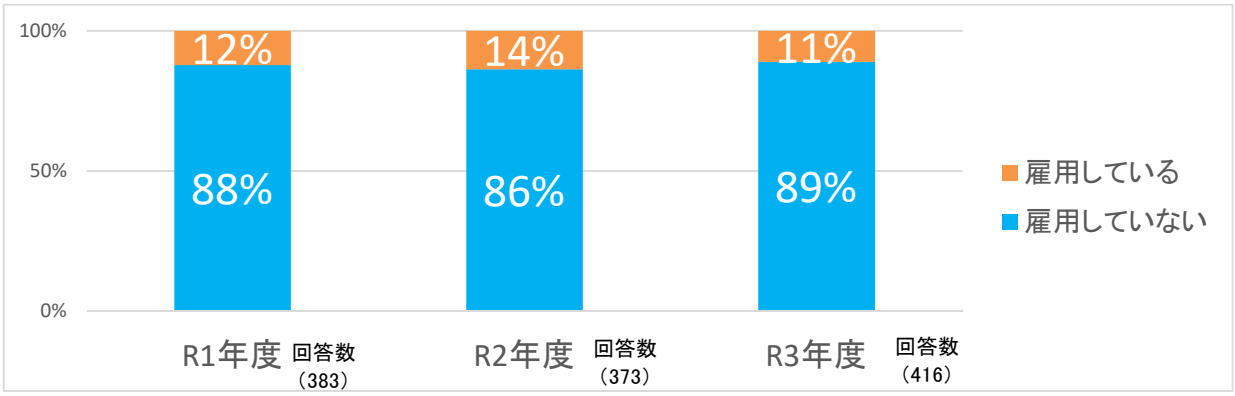

設問4.（設問3. で雇用していると答えた企業）
貴社でこれまで雇用した外国人労働者について、①雇用に至るきっかけ、②雇用手続きにおける課題、③雇用して良かった点　④トラブルの事例、⑤その他　など。（自由記載）

① 人材不足・労働者確保／監理団体からの紹介／協力会社・取引会社からの紹介／ハローワーク等の求人募集
② 必要書類が多く複雑／新型コロナの影響により入出国が困難／費用負担の面／監理団体のサポートが必要
③ 仕事に対して真面目・勤勉／人材不足の解消／職場全体の活性化／企業のイメージ向上につながる
④ 失踪者の発生／言葉や文化の違いによる伝達ミス／日本語習得が進まない／宿舎内での生活習慣の違い
⑤ 日本語の指導に時間を要した／コロナにより継続的な雇用ができていない／受入側で寄り添う事が必要
など

設問5.（設問3. で雇用していないと答えた企業）
外国人労働者を雇用していない（出来ない）理由として何が課題と考えられますか。（自由記載）

・言語が通じない
・コミュニケーションが難しい
・生活習慣や文化の違い
・受入体制が整っていない
・短期間の労働しか出来ず経費がかかる
・コストの負担や手続きの煩雑さ
・専門の資格や技術力が必要となる
・トラブル、クレームの恐れ
・現状、必要性がない
など

Ⅷ. 建設キャリアアップシステムについて

設問1.
本システムに貴社は加入（事業者登録）されていますか。

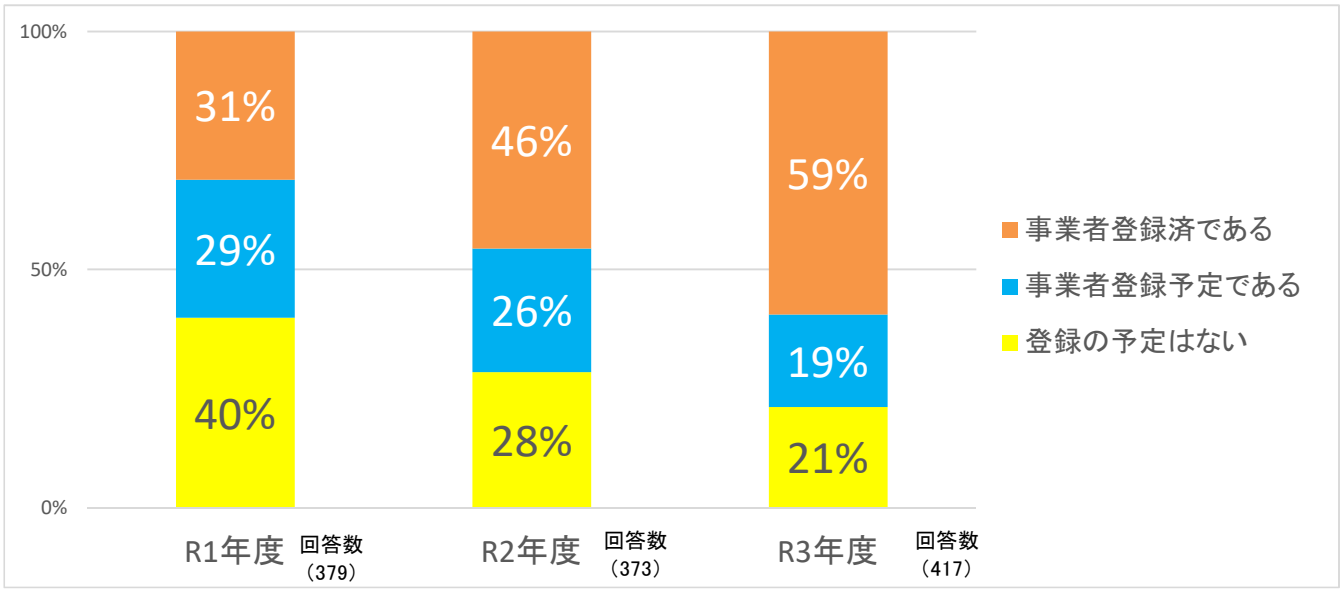

設問2.
令和2年10月から作業員名簿作成義務化に伴い、現場入場者の社会保険加入確認が必要になっていることをご存じでしたか。

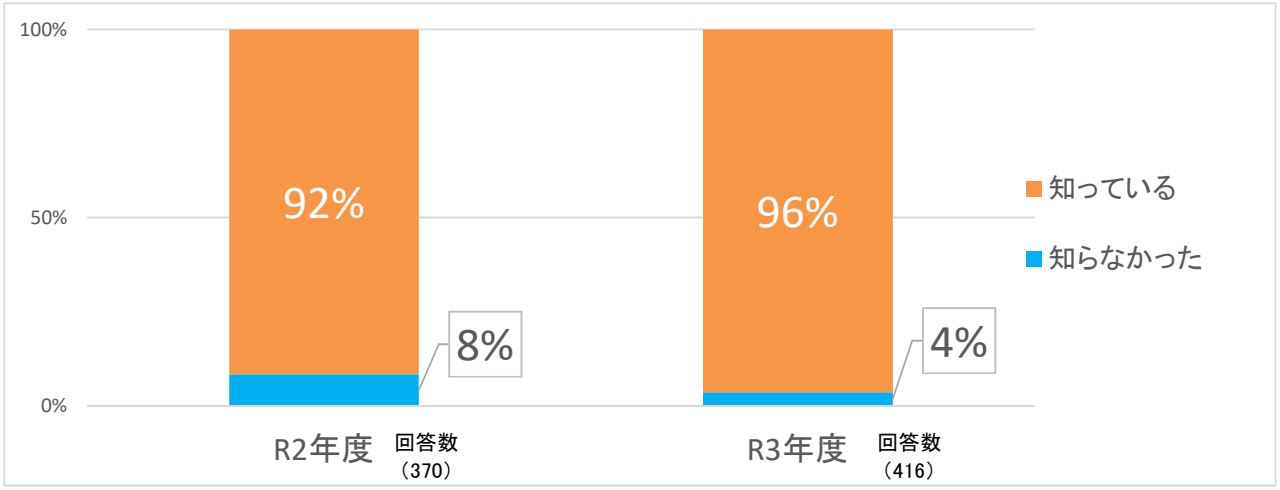

設問3.
現場入場者の社会保険加入の確認において、本システムのカードの登録情報で、加入の有無が確認出来ることは有用と思いますか。

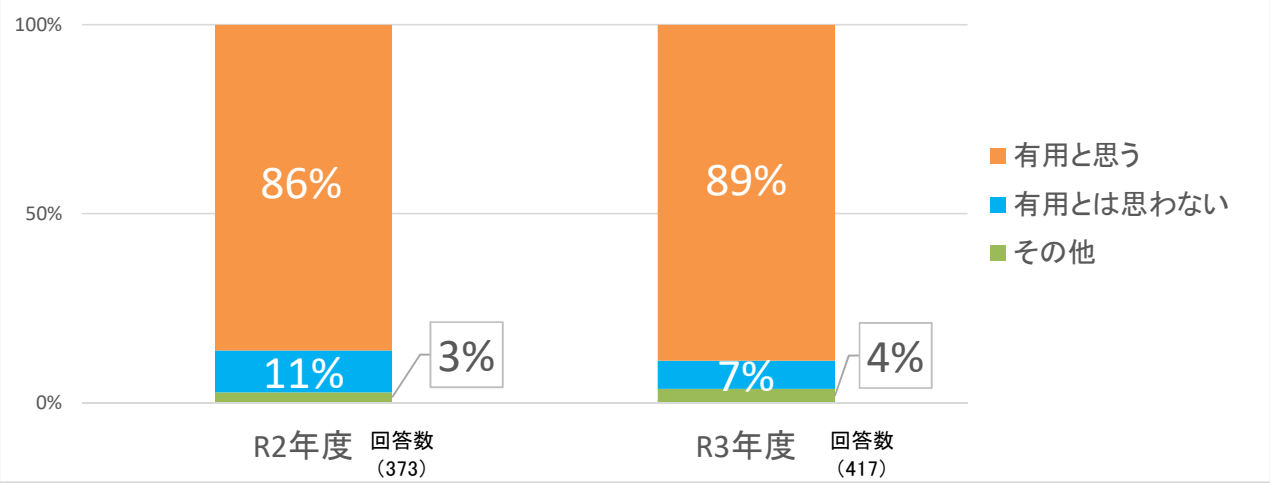

※その他回答例
・わからない、どちらともいえない
・システム登録事業者が増えれば有用
・費用負担が大きすぎる

設問4.
本システムを利用した建設業退職金共済制度の電子申請が令和3年度から本格実施となりましたが、このことについてご存じですか。

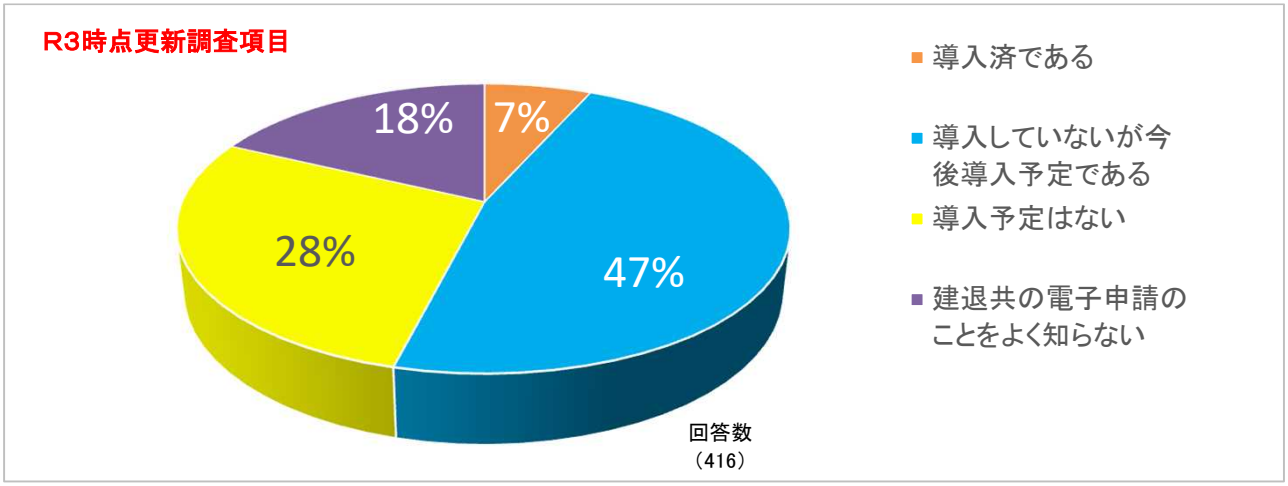

※導入予定はないと回答した理由
・中退共に加入している
・費用負担が高額
・システムの理解が不十分
・技能者等人材が不足している
・システムが必要とされる現場が無い（少ない）
・自社の退職金制度がある
・現在導入検討中
など

Ⅸ. 建設業許可・経営事項審査の電子申請システムについて

設問1.
建設業許可・経営事項審査の申請については、従来書面での申請のみの取扱いでしたが、令和4年度中に電子申請システムによる手続きが可能となる予定です。このことについてご存じですか。

R3新規調査項目

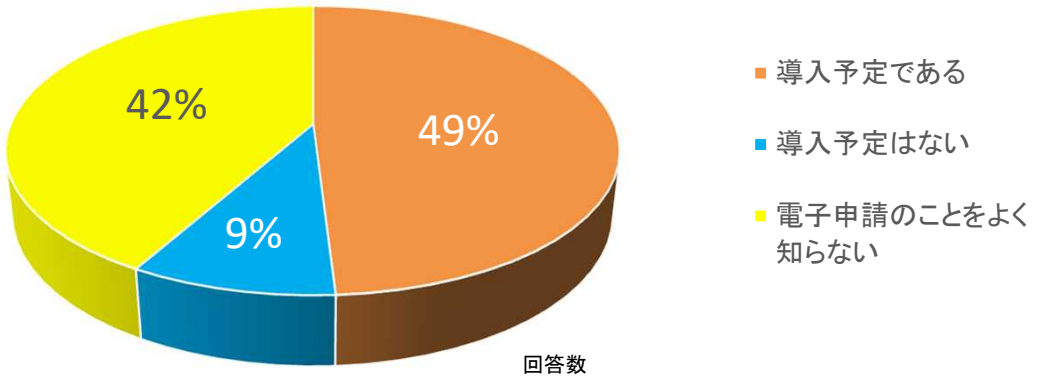

回答数
（416）

※導入予定はないと回答した理由
・申請を行政書士等に委託している
・電子申請システムに対する不安
・システム導入のメリットが無い
・電子申請移行の体制が整っていない
・現在導入検討中
など